

旅費の精算事務の不備

対象受検機関	検出事項					是正を求める事項
花園高等学校	旅費の概算払をしたときは、支出命令者は、旅費の確定後30日以内に概算払を受けた者に精算を行わせなければならないが、未精算のものが80件あった。					検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。 【大阪府財務規則】 (概算払の精算) 第47条 支出命令者は、概算払をしたときは、その債務の額が確定した後30日以内に、概算払を受けた者に精算させなければならない。 【大阪府財務規則の運用】 第47条関係 1 概算払いに係る精算は、債務金額の確定の書類に決裁することにより行うものとする。この場合、システムを使用して精算書を作成し、これに添付するものとする。 なお、債務金額の確定を別途伺い定めする場合は、システムによる精算書の作成を省略することができるものとする。
	出張先	出張期間	件数	旅費支給額 (総額)	旅費支給日	
	大阪府	令和7年4月25日	15件	16,100円	令和7年5月16日	
	兵庫県神戸市	令和7年4月25日	17件	39,525円	令和7年5月16日	
	奈良県奈良市	令和7年4月25日	15件	15,700円	令和7年5月16日	
	沖縄県	令和7年10月19日から同月22日まで	11件	1,124,407円	令和7年12月19日	
	兵庫県神戸市 ほか2件	令和7年10月23日	15件	56,538円	令和8年1月19日	
	アメリカ合衆国 (グアム)	令和7年10月19日から同月24日まで	4件	860,140円	令和8年1月23日	
	フィリピン共和国	令和7年12月8日から同月11日まで	1件	13,460円	令和8年2月4日	
	大韓民国	令和8年3月26日から同月30日まで	2件	326,100円	令和8年4月6日	